

丸亀市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

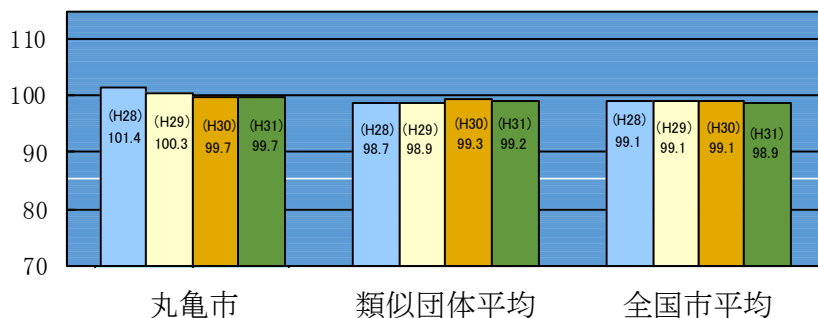
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の人件費率
30年度	人 113,066	千円 58,769,380	千円 189,068	千円 7,281,590	% 12.4	% 17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	<参考> 類似団体 一人当たり 給与額
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 847	千円 3,105,380	千円 573,760	千円 1,243,550	千円 4,922,690	千円 5,810	千円 6,075

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）H28.4.1
（内容）国の見直し内容を踏まえ平均 2%引下げ

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6%に対し、丸亀市において 6%を支給。
（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。平成 28 年度は 6%を支給。

（参考）高松市に勤務する場合

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の 支給割合		平成 28 年度の 支給割合	平成 29 年度の 支給割合	平成 30 年度の 支給割合	令和元 年度の 支給割合
		4 月 1 日 時 点	遡 及 改定後				
国基準 による 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%
丸亀市の 支給割合	3%	3%	—	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

単身赴任手当、災害派遣手当を追加（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	43.7 歳	324,180 円	393,420 円	351,602 円
香川県	43.7 歳	328,354 円	419,974 円	361,102 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	42.2 歳	318,013 円	403,901 円	356,868 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	46.3 歳	110 人	325,740 円	387,098 円	340,464 円
うち 清掃職員	47.8 歳	48 人	335,200 円	437,592 円	352,504 円
うち 給食調理員	44.3 歳	16 人	320,100 円	347,975 円	330,944 円
うち 校務技師	47.8 歳	13 人	357,200 円	378,292 円	372,146 円
香川県	52.9 歳	14 人	314,284 円	340,359 円	332,634 円
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	—	329,380 円
類似団体	52.0 歳	47 人	316,662 円	358,924 円	334,009 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
丸亀市	—	—	—	—
うち 清掃職員	廃棄物処理従業員	45.9 歳	296,600 円	1.48
うち 給食調理員	調理士	43.5 歳	236,300 円	1.47
うち 校務技師	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.79

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C / D
丸亀市	—	—	—
うち 清掃職員	6,793,404 円	4,102,900 円	1.66
うち 給食調理員	5,651,600 円	3,263,300 円	1.73
うち 校務技師	6,300,804 円	2,883,400 円	2.19

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 28～30 年の 3 ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 技能労務職にかかる平均給料月額は 100 円未満を端数処理 (四捨五入) した値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
丸亀市	38.4 歳	284,630 円	335,997 円
香川県	42.9 歳	354,997 円	401,340 円
類似団体	39.0 歳	299,086 円	352,414 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		丸亀市	香川県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	187,200 円	180,700 円
	高校卒	153,000 円	153,000 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	153,000 円	141,900 円	—
教育職	大学卒	187,200 円	209,100 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	262,200 円	326,000 円	371,500 円
	高校卒	221,400 円	302,200 円	348,900 円
技能労務職	高校卒	232,900 円	—	343,300 円

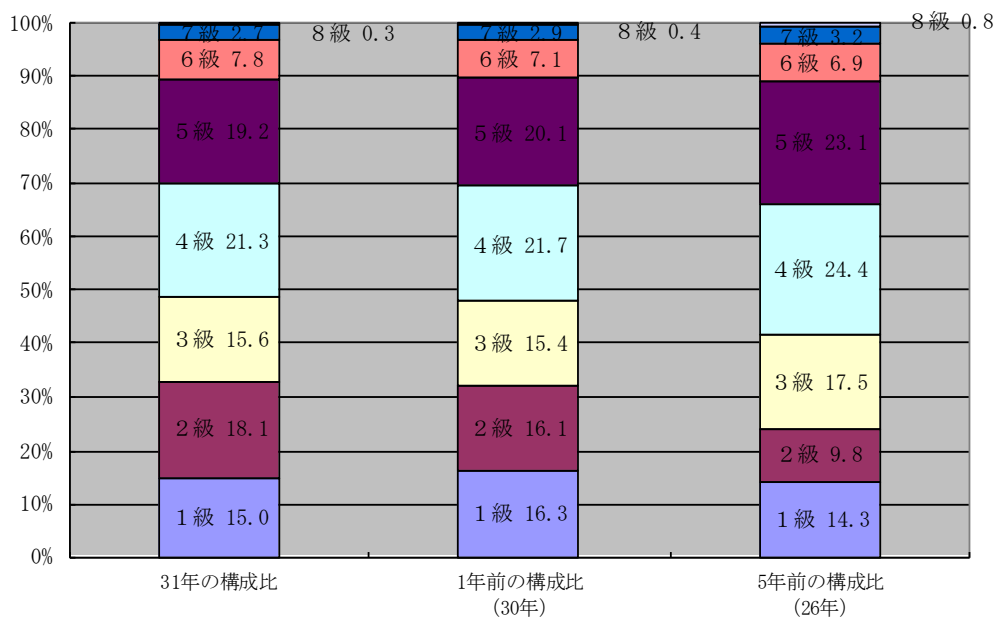
※100 円未満を端数処理 (四捨五入) した値である。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

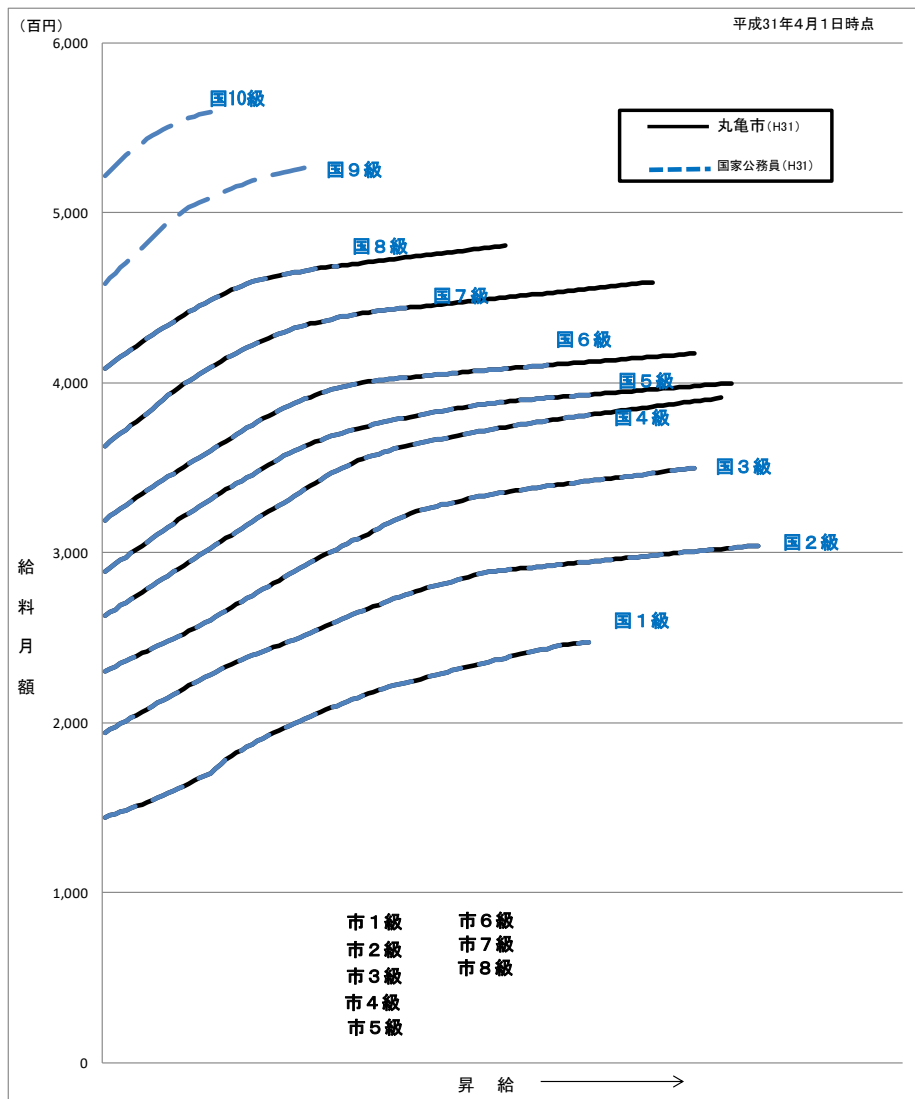
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成31年4月1日現在）

区分	標準的な職務の内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	主事若しくは技師の職務又はこれに相当する職務	145人	15.0%	144,100円	247,600円
2級	副主任の職務又はこれに相当する職務	174人	18.1%	194,000円	304,200円
3級	主任の職務又はこれに相当する職務	150人	15.6%	230,000円	350,000円
4級	主査の職務又はこれに相当する職務	205人	21.3%	263,000円	391,100円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 担当長の職務又はこれに相当する職務 3 副主幹の職務又はこれに相当する職務	185人	19.2%	288,900円	399,800円
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副課長の職務又はこれに相当する職務	75人	7.8%	319,200円	417,200円
7級	1 部長の職務又はこれに相当する職務 2 課長の職務又はこれに相当する職務	26人	2.7%	362,900円	459,200円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	3人	0.3%	408,100円	480,600円

- (注) 1 丸亀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（丸亀市）

平成31年4月2日から令和2年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丸 亀 市	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,482 千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,738 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.85 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（丸亀市）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成31年4月1日現在）

丸 亀 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 15,529千円（30年度）					
(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。					

(3) 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30 年度決算）			-
支給職員一人当たりの平均支給年額（30 年度決算）			-
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
高松市	6%	3 人	6%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			99.7 (99.7)

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数 × （1 + 当該団体の地域手当支給率） / （1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

（注） 支給対象職員が少数（3 人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

(4) 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30年度決算）		35,835千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）		86千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（30年度）		48.1%		
手当の種類（手当数）		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 30年度決算	左記職員に対する支給単価
1 福祉業務手当	(1)生活保護業務の現業及び指導監査を行う職にある者 (2)保育所に勤務する保育士	社会福祉業務等の現業に直接従事したとき	6,241千円	(1) 日額 400 円 半日 200 円 (2) 日額 200 円 半日 100 円
2 行旅病人等処理手当	(1)行旅病人の処遇業務 (2)行旅死人等の処理業務	行旅病人等等の処理業務に従事したとき	0円	(1) 1 件につき 2,000 円 (2) 1 件につき 10,000 円
3 保健業務手当	(1)保健師が訪問指導の業務に従事したとき (2)看護師が訪問診療の業務に従事したとき		30千円	(1)日額 200 円 (2)半日 100 円
4 感染症防疫手当	感染症患者の収容又は消毒の業務に従事したとき		0円	1 件につき 1,000 円 1 日につき 2,000 円
5 葬祭業務手当	葬祭業務に直接従事したとき (1)死体の外部からの引取り又は搬送の作業等に従事したとき (2)その他の葬祭業務に従事したとき		0円	(1) 1 件につき 1,200 円 (2) 1 件につき 600 円

6 清掃作業手当	<p>1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき</p> <p>(1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき</p> <p>(2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき</p> <p>2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。</p> <p>(1) 監督員</p> <p>(2) 清掃指導員又は班長</p> <p>(3) 副班長</p> <p>(4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者</p> <p>3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき</p>	12,400 千円	<p>1</p> <p>(1) 日額 1,000 円 半日 500 円</p> <p>(2) 日額 1,000 円 半日 500 円</p> <p>2</p> <p>(1) 日額 1,150 円 半日 580 円</p> <p>(2) 日額 1,100 円 半日 550 円</p> <p>(3) 日額 1,050 円 半日 530 円</p> <p>(4) 日額 1,110 円 半日 560 円</p> <p>3 1 件につき 500 円</p>
7 汚物処理手当	<p>1 汚水のある下水道施設の内部で作業に従事したとき</p> <p>(1) 午前及び午後に各 1 回以上従事したとき</p> <p>(2) 午前又は午後に 1 回以上従事したとき</p>	4 千円	<p>(1) 1 日につき 1,000 円</p> <p>(2) 1 日につき 500 円</p>
8 消防業務手当	<p>1 水火災等の出動に従事したとき</p> <p>2 救急出動の業務に従事したとき</p> <p>(1) 救急救命士</p> <p>(2) 上記以外</p> <p>3 非番の者が招集されたとき</p> <p>4 夜間に特殊業務に従事したとき</p> <p>(1) 2 時間以上</p> <p>(2) 2 時間未満</p>	2,409 千円	<p>1 1 回につき 100 円</p> <p>2</p> <p>(1) 1 回につき 130 円</p> <p>(2) 1 回につき 100 円</p> <p>3 1 回につき 200 円</p> <p>4</p> <p>(1) 1 回につき 150 円</p> <p>(2) 1 回につき 100 円</p>
9 現場作業手当	高所作業又は交通頻繁な車道上作業に従事したとき	0 円	日額 300 円 半日 150 円
10 徴収業務手当	外勤し、かつ、税の賦課徴収業務又は下水道受益者負担金、市営住宅使用料等の徴収業務に従事したとき	71 千円	日額 400 円 半日 200 円
11 航路手当	航路を利用し通勤する者	811 千円	1 日につき 400 円
12 担当長手当	担当長の職にある者	13,060 千円	月額 10,000 円

(5) 時間外勤務手当等

支給実績（30年度決算）	280,483千円
職員1人当たり平均支給年額（30年度決算）	357千円
支給実績（29年度決算）	274,900千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	343千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(注) 時間外・夜間・休日勤務手当を合計した金額である。

(6) その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)																														
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 7,500円 子 10,000円 配偶者と子以外の扶養親族 6,500円 配偶者がいない場合1人目の子以外の扶養親族（※1） 7,000円 満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算 	異	配偶者 +1,000円 (※1)の場合 +500円	94,826千円	257千円																														
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家（月額12,000円を超える家賃を支払う職員） 家賃月額23,000円以下⇒家賃月額-12,000円 家賃月額23,000円超 ⇒（家賃月額-23,000円）×1/2+11,000円 （最高限度額27,000円） 	同	—	48,016千円	292千円																														
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 交通機関利用 運賃相当額（最高限度額55,000円） 自動車等を使用 <table border="1"> <tr> <td>片道</td> <td>2~5km未満</td> <td>2,700円</td> <td>5~10km未満</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10~15 "</td> <td>8,300円</td> <td>15~20 "</td> <td>11,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>20~25 "</td> <td>13,900円</td> <td>25~30 "</td> <td>16,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30~35 "</td> <td>19,500円</td> <td>35~40 "</td> <td>22,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40~45 "</td> <td>25,100円</td> <td>45~50 "</td> <td>27,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50km以上</td> <td>30,700円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	片道	2~5km未満	2,700円	5~10km未満	5,500円		10~15 "	8,300円	15~20 "	11,100円		20~25 "	13,900円	25~30 "	16,700円		30~35 "	19,500円	35~40 "	22,300円		40~45 "	25,100円	45~50 "	27,900円		50km以上	30,700円			異	自動車 各距離に応じ +700円~ +8,000円	55,037千円	76千円
片道	2~5km未満	2,700円	5~10km未満	5,500円																															
	10~15 "	8,300円	15~20 "	11,100円																															
	20~25 "	13,900円	25~30 "	16,700円																															
	30~35 "	19,500円	35~40 "	22,300円																															
	40~45 "	25,100円	45~50 "	27,900円																															
	50km以上	30,700円																																	
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長級 86,200円（8級）又は83,600円（7級） 課長級 68,500円（7級）又は64,000円（6級） 室長級 59,400円（7級）又は55,500円（6級） 副課長級 47,300円（6級）又は44,400円（5級）（定額制） 	異	支給金額	109,264千円	751千円																														
宿日直手当	勤務1回につき4,400円	同	—	119千円	—																														

5 特別職の報酬等の状況（平成31年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給料	市 副 市 長 市 長	973,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
		767,000円	1,073,000円 / 462,500円 879,000円 / 696,600円	
報酬	議 副 議 長 副 議 長 議 員	587,000円	660,000円 / 452,000円	
		513,000円	620,000円 / 390,000円	
		458,000円	590,000円 / 370,000円	
期末手当	市 副 市 長	(30年度支給割合) 3.30 月分		
	議 副 議 長 副 議 長 議 員	(30年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	市 副 市 長	(算定方式) 給料月額×5×在職年数 給料月額×4×在職年数	(支給時期) 退職した日から1月以内 退職した日から1月以内	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

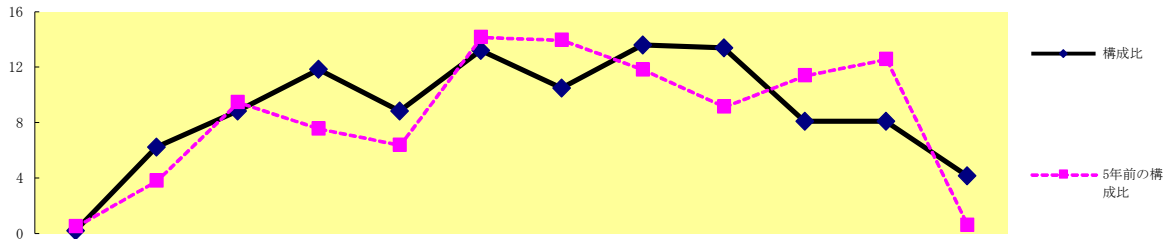
(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成31年		
普 通 会 社 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	
		総 務	128	128	0	
		税 務	35	34	△1	
		民 生	236	240	4	
		衛 生	92	89	△3	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	27	26	△1	
		商 工 木	14	12	△2	
		土 木	51	52	1	
		小 計	590	588	△2	
	教育部門	138	139	1		
	消防部門	119	119	0		
	小 計	847	846	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 74.82人 (類似団体の人口1万人当たり職員数65.78人)	
公 営 企 業 等	会 社 部 門	水 道	32	30	△2	
		下 水 道	13	14	1	
		そ の 他	74	73	△1	
	小 計	119	117	△2		
合 計		966	963	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.17人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 31 年 4 月 1 日現在）

単位（％）



20歳未満 20歳 24歳 28歳 32歳 36歳 40歳 44歳 48歳 52歳 56歳 60歳以上

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	2人	60人	85人	114人	85人	60人	101人	131人	129人	78人	78人	40人	963人

(注) 職員数は一般職に属する職員数である。

(3) 職員数の推移

(単位：人・％)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	575	588	594	602	590	588	13 (2.3%)
教育	130	131	130	133	138	139	9 (6.9%)
消防	117	118	120	119	119	119	2 (1.7%)
普通会計計	822	837	844	854	847	846	24 (2.9%)
公営企業等会計計	114	115	119	121	119	117	3 (2.6%)
総合計	936	952	963	975	966	963	27 (2.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) ボートレース事業

1) 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
	千円	千円	千円	%
30年度	98,112,758	13,599,405	241,115	0.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
30年度	30	118,179	33,097	45,448	196,724	6,557

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

2) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
1人当たり平均支給額 (30年度) 1,429千円	1人当たり平均支給額 (30年度) 1,482千円
(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成31年4月1日現在）

丸亀市（ボートレース事業）	丸亀市（一般行政職）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%)
1人当たり平均支給額 15,529千円(30年度)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した全職員（一般行政職を含む）に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30 年度決算）			—
支給職員一人当たりの平均支給年額（30 年度決算）			—
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1 人	20%

※支給対象職員が少数（1 人）であるため、個人情報保護の観点から支給実績及び一人当たり平均支給額については公表しない。

エ 特殊勤務手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

支給実績（30 年度決算）		10,295 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）		312 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（30 年度）		100 %	
手当の種類（手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象	支給実績 30 年度決算	左記職員に対する支給単価
1 モーターボート競走事業開催手当	モーターボート競走が行われる日及び場間場外発売日に業務に従事したとき 1 1 月 4 日から 12 月 28 日までの間において業務に従事したとき 2 12 月 29 日から 12 月 31 日までの間において業務に従事したとき 3 1 月 1 日から 1 月 3 日までの間において業務に従事したとき	9,866 千円	日額 1,500 円 半日 750 円 日額 4,000 円 半日 2,000 円 日額 6,000 円 半日 3,000 円
2 担当長手当	担当長の職にある者	480 千円	月額 10,000 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（30 年度決算）	9,432 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（30 年度決算）	539 千円
支給実績（29 年度決算）	5,187 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	352 千円

（注） 時間外・夜間勤務手当を合計した金額である。

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（30 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 31 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （30 年度決算）	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 （30 年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	5,172 千円	334 千円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	1,714 千円	312 千円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	2,190 千円	84 千円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	4,690 千円	670 千円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	同	0 円	0 円